

文化財課	世界遺産推進室
担当者	川畑・柿田
内線	5626
直通	225-1844

国史跡及び名勝の指定について

- 1 国の文化審議会（会長 にしはら すずこ 西原 鈴子）は、平成21年11月20日（金）に、「たつ み ようすい辰巳用水」（金沢市上辰巳町ほか）を国の史跡に、「すえじょうすいじょうえん ち末浄水場園地」（金沢市末町）を国の名勝に、それぞれ指定するよう、文部科学大臣に答申する予定。
- 2 今回の答申どおり指定されれば、県内における国指定史跡は24件、国指定名勝は7件（特別名勝兼六園1件を含む）となる。

（参考）

- ・ 今回、国の文化審議会で答申が予定されている国史跡の新指定は11件、国名勝の新指定は2件、国天然記念物の新指定は1件となっている。
- ・ 本県の史跡指定は、平成20年度の「金沢城跡」など3件に続き、2年連続となる。
- ・ 本県の名勝指定は、平成12年度の「上時国氏庭園」など3件の指定以来、9年ぶりである。

「た つ み よ う す い辰巳用水」

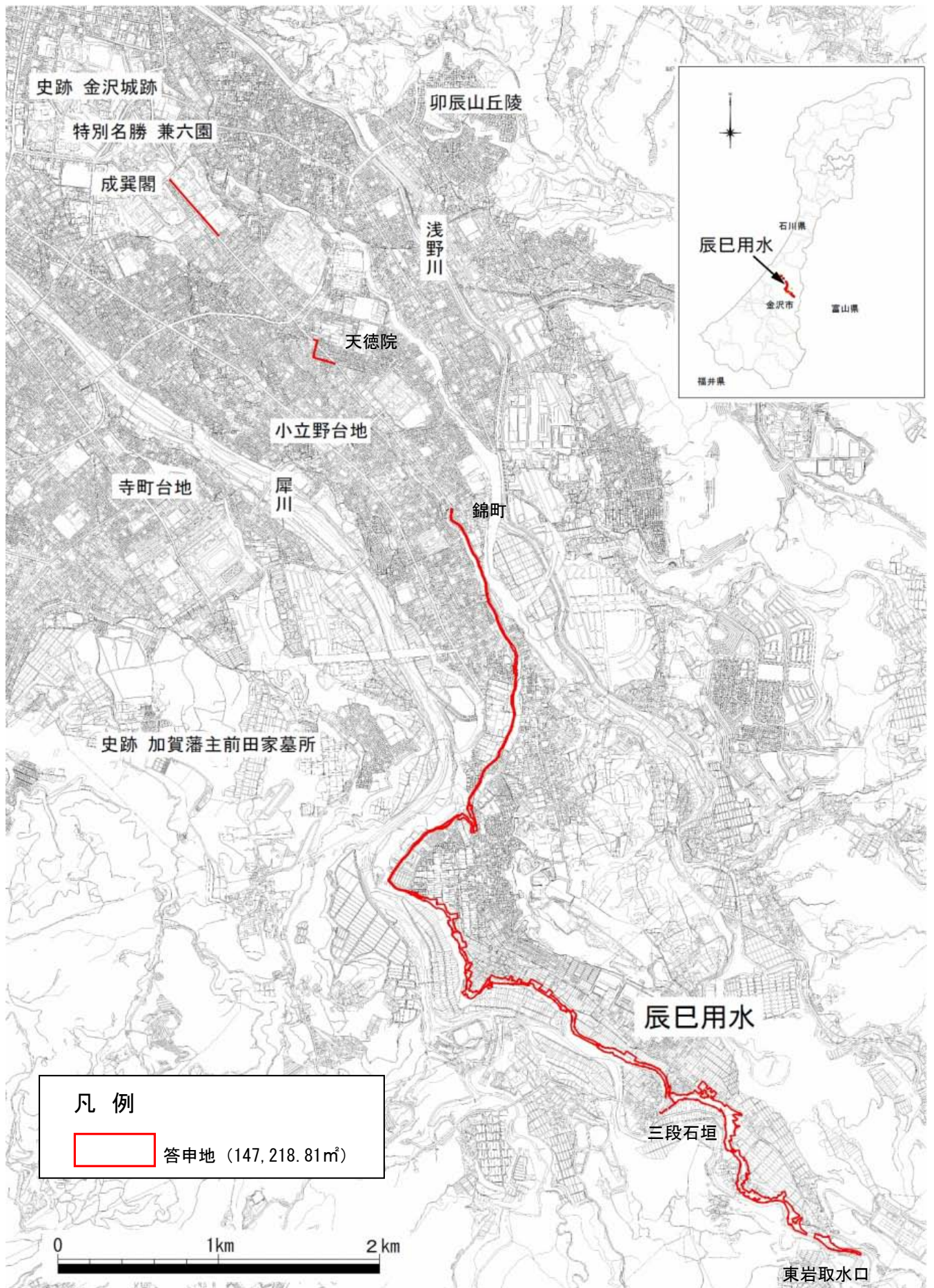
- 1 名 称 辰巳用水
- 2 所 在 地 金沢市上辰巳町壺字112番3 など536筆等
- 3 指定面積 147, 218. 81㎡
(東岩取水口から特別名勝兼六園に至る延長約11kmのうち、延長約8. 7kmを指定)
- 4 所 有 者 国土交通省、石川県、金沢市、個人

5 概 要

辰巳用水は、江戸時代はじめの寛永9年(1632)(寛永6年説もある)に金沢城の水利を改善する目的で加賀藩が造営した延長約1.1kmに及ぶ用水である。造営目的は、寛永の大火を契機とする金沢城の防火機能の向上、水堀化による防御機能の向上及び城内庭園の泉水供給等と考えられ、設計・施工には小松の町人板屋兵四郎いたやへいしろうが登用されたと伝えられている。

取水口は犀川上流の現上辰巳町地内に設けられ、江戸時代後期に2度、上流側に付け替えられており、上流部の開渠区間かいきよについては、18世紀末までに隧道化が開始された。中・下流部の水路は開渠水路であり、最下流部では現在の兼六園から百間堀で隔てられた金沢城へ導水するため木樋もくひを埋設した、いわゆる逆サイフンの原理を利用し、二の丸まで揚水するものであった。これまでの発掘調査等によって、隧道に並行して走る開渠跡や、用水法面を保護する三段石垣等が見つかっている。

このように辰巳用水は、江戸時代の土木技術を知る上で貴重であることから、上流部、中流部を中心とした延長8.7kmを史跡に指定する。



辰巳用水の位置図



辰巳用水 中流部の状況



辰巳用水 上流部の三段石垣

すえ じょうすいじょう えんち
「末浄水場園地」

- 1 名 称 末浄水場園地
- 2 所在地 金沢市末町壱字1番 外63筆等
- 3 指定面積 80, 103. 18m²
- 4 所有者 金沢市
- 5 概 要

江戸時代に造られた寺津用水から分水することにより、昭和5年（1930）に開設された金沢市の最初の浄水施設であり、現在も当時の浄水施設が稼働している。特に、昭和7年（1932）に完成した浄水場の中央の空間は、噴水を伴う東屋及び幾何学的な意匠を持つ泉水から成り、浄水場全体の計画軸線及び造園的意匠を定めるに当たって基点を成したことに特徴がある。それは近代の浄水場に相応しく、噴き上げる動的な水の姿を活かした整形式の独特の造形・意匠に基づくものである。金沢の上水道計画については、大井清一京都帝国大学教授の指導の下に、大正12年（1923）に調査主任として採用された石井一夫が実施設計を行い、昭和3年（1928）以降は金沢市水道事務所長兼技師長として園地の設計に深く関わったことが想定できる。石井は名古屋市・函館市・別府市の水道設計に関わり、昭和12年（1937）に完成した名古屋市の稲葉地配水塔においては、水道施設と軸線を揃えて噴水を設置するなど、末浄水場とも共通する空間意匠の設計を行ったことが知られる。

このように、泉水・噴水施設・東屋から成る中央の空間は、浄水施設の計画軸線を定める上で重要な基点を成すとともに、浄水場全体に張りめぐらされた水の機能的な浄化経路において象徴的な意義をも持っていたものと考えられる。近代的な造園意匠を取り入れた末浄水場の園地としての芸術上・観賞上の価値は高い。



末浄水場園地の位置図



末浄水場園地 指定地全景



末浄水場園地 前庭全景